

財団法人茨城県企業公社寄付行為

(平成 2 年 6 月 2 9 日)

改正 平成 9 年 4 月 1 日

平成 1 1 年 1 0 月 1 日

平成 1 5 年 4 月 1 日

目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条 ~ 第 4 条)
- 第 2 章 資産及び会計 (第 5 条 ~ 第 1 2 条)
- 第 3 章 役員及び職員 (第 1 3 条 ~ 第 1 9 条)
- 第 4 章 評議員 (第 2 0 条)
- 第 5 章 会議 (第 2 1 条 ~ 第 3 1 条)
- 第 6 章 寄付行為の変更及び解散 (第 3 2 条・第 3 3 条)
- 第 7 章 雑則 (第 3 4 条)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人茨城県企業公社 (以下「公社」という。) という。

(事 務 所)

第 2 条 公社は、事務所を水戸市笠原町 9 7 8 番 2 5 に置く。

2 公社は、必要と認める地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 公社は、県行政及び公営企業の円滑な推進を支援し、もって県土の均衡ある発展と県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 水道の普及促進に関すること。
- (2) 水資源の有効利用及び河川等の水質浄化思想の啓発普及に関すること。
- (3) 生活関連施設及び産業関連施設の管理及び運営に関すること。
- (4) 産業活動に伴って発生する資源の有効利用の調査、研究及び実用化に関すること。
- (5) 公営企業に従事する職員の資質の向上に関すること。
- (6) 前各号に付帯する業務
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ、茨城県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金及び有価証券は、確実な金融機関に預け入れ又は信託会社に信託しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 会社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 会社の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 会社の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経てその事業年度終了後2ヵ月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類)

第13条 会社に次の役員を置く。

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 専務理事 | 1人 |
| (3) 理事(理事長、専務理事を含む。) | 5人以上10人以内 |
| (4) 監事 | 2人 |

2 前項第1号から第3号までに定める役員をもって、民法(明治29年法律第89号)第52条に規定する理事とする。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び専務理事は理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、公社を代表し、業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、公社の常務を処理する。
- 3 専務理事は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条(第4号を除く。)の職務を行う。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第17条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、理事及び評議員の現在数の4分の3以上の同意を得て、解任することができる。

- 2 前項の規定により解任しようとする役員には、その解任の決議を行う理事会及び評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員に対する報酬)

第18条 役員には、報酬を支払うことができる。

- 2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、理事長が別に定める。

(事務局)

第19条 公社の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の服務については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 評 議 員

(評議員)

第20条 この法人に5人以上10人以内の評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会の議決を得て、理事長が任免する。
- 3 評議員は、評議員会を構成し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、及び理事長に対し必要と認める事項について助言する。
- 4 評議員には、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第16条及び第17条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第5章 会 議

(種 類)

第21条 公社の会議は、理事会及び評議員会とする。

(構 成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄付行為に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 不動産の買入れ又は基本財産の処分若しくは担保の提供

(開催)

第24条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

2 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 評議員の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第25条 会議は、理事長が招集する。

2 会議を招集する場合には、会議の目的及び会議に附すべき事項並びに日時及び場所を示した書面により、会議の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから選任する。

(定足数)

第27条 会議は、理事又は評議員の現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 会議の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席理事又は評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事又は評議員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項について、書面又は持ち回りの方法により全理事又は全評議員の賛否を求め、会議の議決に代えることができる。

(議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事又は評議員の現在数

- (3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及び発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席した理事又は評議員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。
- (監事等の出席)
- 第31条 監事及び評議員は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第32条 この寄付行為は、理事会において理事の現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、茨城県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、茨城県知事の許可があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ、茨城県知事の許可を得て、地方公共団体又は公社と類似の目的を有する他の法人に寄付する。

第7章 雑 則

(委 任)

第34条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この寄付行為は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 会社の設立当初の事業年度は第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 3 会社の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第11条並びに第23条第1項第1号及び第2項第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 会社の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、第16条第1項の規定にかかわらず、その任期は、平成4年3月31日までとする。

付 則

この寄付行為は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この寄付行為は、平成11年10月1日から施行する。

付 則

この寄付行為は、平成15年4月1日から施行する。